

市内テナント事業者の事業継続を支援します！ 五所川原市新型コロナウイルス感染症対策地域家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したテナント事業者の事業継続を支援するため、一定の要件を満たす事業者に対し、事業を実施する店舗または事業所等に係る家賃等の負担を一部補助します。

給 付 金 額

申請時の直近1カ月における支払家賃(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

○算定給付額

支払家賃(月額)	給 付 額 (月額)
9万円以下	支払賃料×2/3 *千円未満切捨
9万円超	6万円

申 請 期 限

令和3年1月15日(金)

交付対象となる方

- 以下の条件すべてを満たす方が対象となります。
- ▷日本標準産業分類の大分類「農業、林業」、「漁業」以外の業種で事業を営んでいる方
 - ▷県外に本店等を有しておらず、市内で店舗または事業所等を賃借して事業を営んでいる方
 - *自宅兼店舗・事務所の場合は事業の用に供する部分に限る。
 - ▷令和2年5月から12月のいずれか1カ月の売上が前年同月比30%以上50%未満減少している方
 - *事業期間が短く比較できない場合は、令和2年5月から12月のいずれか1カ月の売上がそれ以前の売上高より30%以上50%未満減少している方
 - ▷公共法人でないこと
 - ▷性風俗関連特殊営業、当該営業に係る接客業務受託営業を行う方でないこと
 - ▷政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
 - ▷暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有しない方

- ▷無許可営業に該当する方でないこと
- ▷市町村税を滞納していない方
- ▷事業の実態があり、今後も事業を継続する意があること 等
- *国の家賃支援給付金の交付を受ける方(令和2年5月から12月のいずれか1カ月の売上が前年同月比50%以上、または連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上の方)は申請することができません。

交付申請の方法

- 以下の書類を提出してください。(郵送可)
- ▷申請書兼請求書(様式第1号)
 - ▷宣誓書兼売上高比較表(様式第2号)
 - ▷営業に当たり必要な許可等を受けていることを証する書類(営業許可証、各種免許証等)
 - *許可等が不要な方は業種を確認できる書類(確定申告書、履歴事項全部証明書等の写し)
 - ▷売上高の減少を証明する書類(帳簿、売上台帳等の写し)
 - ▷市町村税を滞納していないことを証する証明書
 - ▷賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等の写し)
 - ▷申請時の直近6カ月分の家賃支払実績を証明する書類(銀行通帳、振込明細書等の写し)
 - ▷振込口座のわかるもの(通帳の写し等)
 - ▷その他必要と認める書類
 - *申請に係る様式は市ホームページからダウンロードできるほか、商工労政課、金木総合支所、市浦総合支所にも備え付けています。

問い合わせ・申請先…商工労政課 内線2552

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税や保険料などの納付が困難となられた方へ(相談窓口のご案内)

新型コロナウイルス感染症にり患されたり、感染拡大の影響により、所得や事業に著しい損失を受けたなどの事情で、市税や保険料などの納付が困難となった場合であっても、法令の要件を満たす場合には、申請をいただくことにより個々の状況に応じて、納付期限の延長が可能となる場合がありますので、下記の担当課までご相談ください。

市税・国民健康保険税について 収納課 内線2275	介護保険料について 介護福祉課 内線2442
市営住宅使用料について 建築住宅課 内線2662	水道料金・下水道使用料について 経営管理課 内線2713